

愛媛県環境影響評価審査会

会 議 次 第

〔 日時 令和8年2月18日(水) 13時30分から
場所 水産会館6階 大会議室 〕

1 開 会

2 議 題

- (1) (仮称) 上楨山出ウィンドファーム事業環境影響評価方法書
- (2) 協同組合クリーンプラザ産業廃棄物焼却施設整備事業
環境影響評価事後調査報告書

3 閉 会

資 料 目 次

頁

資料 1	愛媛県環境影響評価審査会委員名簿	1
------	------------------	---

【(仮称)上楨山出ウィンドファーム事業環境影響評価方法書】

資料 2-1	事業の概要	2
資料 2-2	環境影響評価手続	3
資料 2-3	関係市町長意見	4
資料 2-4	委員等意見に対する事業者の見解	9
資料 2-5	住民等意見に対する事業者の見解	10
資料 2-6	愛南町長意見に対する事業者の見解	30

【協同組合クリーンプラザ産業廃棄物焼却施設整備事業環境影響評価事後調査報告書】

資料 3-1	事業の概要	34
資料 3-2	環境影響評価手続	35
資料 3-3	関係市町長意見	36
資料 3-4	委員等意見に対する事業者の見解	38
資料 3-5	四国中央市長意見に対する事業者の見解	40

愛媛県環境影響評価審査会委員名簿

【任期：令和8年9月24日まで】

氏名	現職等
<会長> <small>たかはし じろう</small> 高橋 治郎	愛媛大学名誉教授
<会長代理> <small>かきはら ふみか</small> 柿原 文香	元愛媛大学農学部教授
<small>ありみつ ゆたか</small> 有光 隆	元愛媛大学大学院理工学研究科准教授
<small>きだ あきこ</small> 貴田 晶子	(一社) 建築物石綿含有建材調査者協会代表理事 元愛媛大学農学部客員教授
<small>くにすえ たつや</small> 国末 達也	愛媛大学沿岸環境科学研究センター教授
<small>さとう ひさこ</small> 佐藤 久子	元愛媛大学大学院理工学研究科教授 愛媛県環境創造センター長
<small>しももと みえ</small> 下元 美恵	(公社) 愛媛県建築士会女性委員会副委員長
<small>ひだか かずまさ</small> 日鷹 一雅	元愛媛大学大学院農学研究科准教授
<small>むらかみ やすゆき</small> 村上 恭通	愛媛大学法文学部教授 アジア古代産業考古学研究センター長
<small>やたべ りゅういち</small> 矢田部 龍一	愛媛大学名誉教授

かんまきやまいだし
(仮称) 上榎山出ウィンドファーム事業の概要

1 事業者 株式会社GF

2 事業の目的

エネルギーの安全保障や将来の電力需要増加への対応、カーボンニュートラルに貢献するとともに、地域との共生を図り、愛媛県南予地方の農林漁業を活性化し、地域住民の方々の暮らしを豊かにするため、陸上風力発電所を新規設置する。

3 対象事業の種類

風力発電所の設置の工事業

法対象事業	(第1種 ^{※1}) 出力が50,000kW以上
	(第2種 ^{※2}) 出力が37,500kW以上～50,000kW未満

※1 必ず法手続きを要する事業規模

※2 知事の意見等を踏まえ、法手続きの要否を決定する事業規模

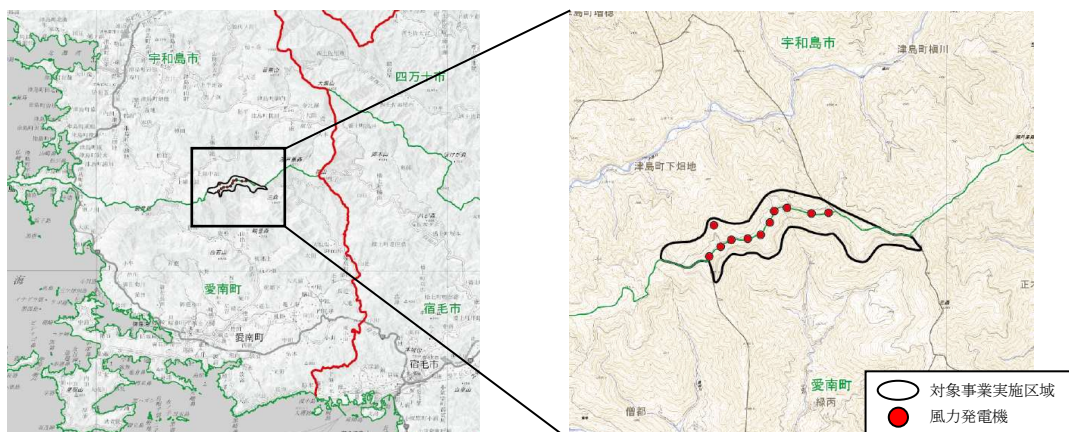
4 対象事業の規模

	総出力	単基出力及び基数
規模	最大43,000kW ※	4,200kW×11基

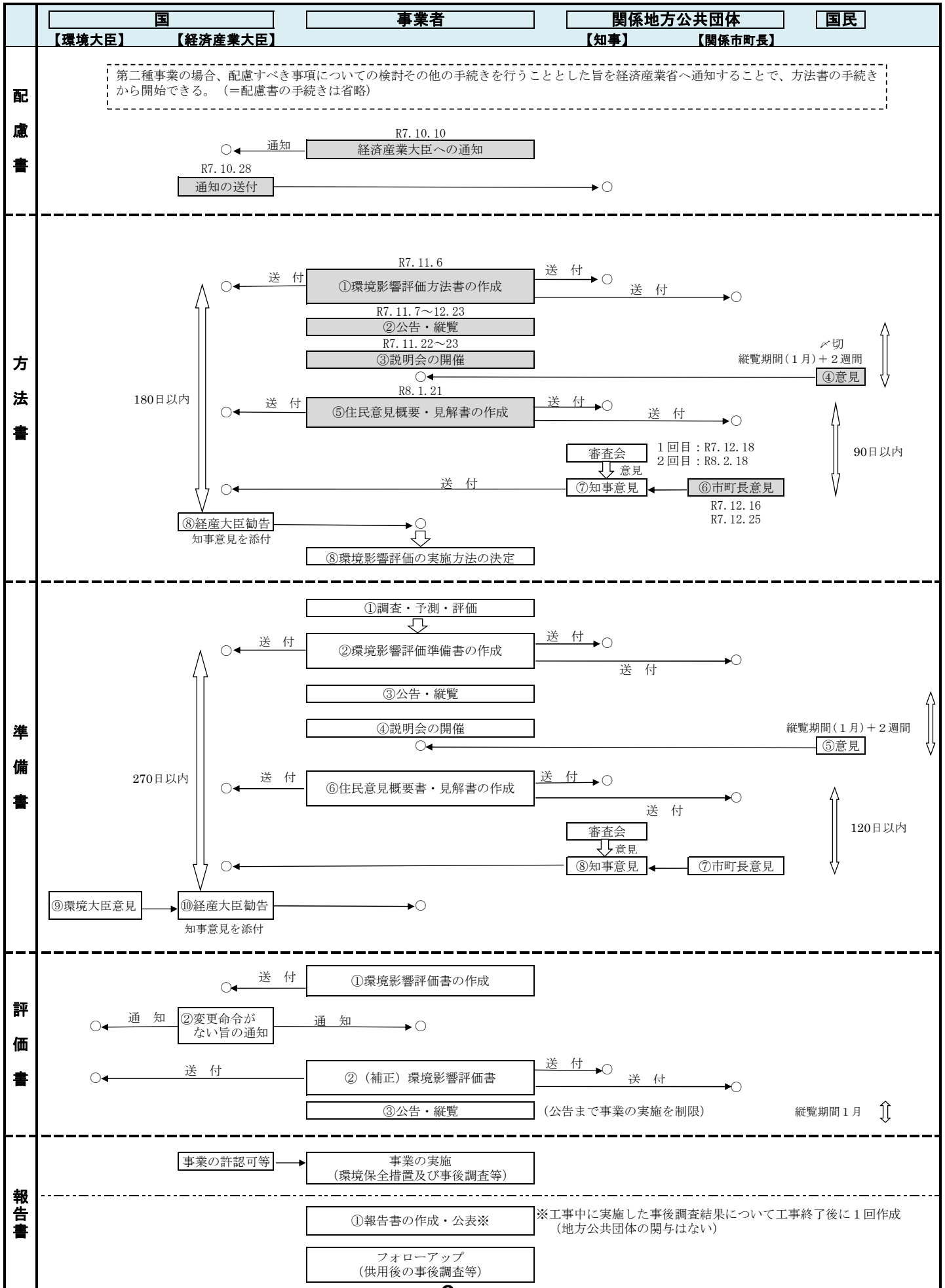
※ 出力調整により最大43,000kWに制限

5 対象事業実施区域 宇和島市及び愛南町

6 環境影響を受ける範囲であると認められる地域 宇和島市及び愛南町



(仮称) 上槇山出ウィンドファーム事業に係る環境影響評価手続



7 宇生環第 2776 号
令和 7 年 12 月 16 日

愛媛県知事 中村 時広 様

宇和島市長 岡原 文彰

(仮称) 上楨山出ウィンドファーム事業事業に係る環境影響評価方法書について (回答)

平素より、本市の環境行政の推進につきまして、格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和 7 年 11 月 10 日付 7 環第 456 号で照会のありましたこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

意見なし

愛環発第 524 号
令和 7 年 12 月 25 日

愛媛県知事 中村 時 広 様

愛南町長 中村 維 伯
(公 印 省 略)

(仮称) 上槇山出ウィンドファーム事業に係る環境影響評価
方法書に対する意見について

先般照会のありました標題の件につきまして、別添のとおり回答します。

**(仮称) 上槇山出ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書に対する
愛南町意見**

頁	意 見 等
全体	<p>(総括事項)</p> <p>事業を実施するに当たり、関係する様々な主体の理解と協力のもと、関係法令を厳守し、周辺環境に与える影響を可能な限り低減するよう配慮すること。また、地域住民からの要望・苦情等に対して適切に対応すること。</p> <p>事業終了後においても環境に与える影響が大きいことから、設備耐用年数経過後の対応や計画についても示すこと。</p>
209 212	<p>(個別的事項)</p> <p>・環境分野</p> <p>(1) 景観について</p> <p>可視領域図において「可視」と判定された地区のうち、事業実施区域に最も近接する住宅地点からの眺望について、新たに予測地点として追加すること。その際、現状の景観と事業実施後の変化を具体的に把握できるよう、フォトモンタージュを用いた視覚的な予測・評価を行うこと。</p> <p>(2) 水環境について</p> <p>・事業実施区域の南側に位置する「山出観音水（山出地区）」は、地域住民等の利用がある湧水点である。工事および供用による地下水流向の変化や水質への影響を適切に評価するため、当該地点を水質の調査地点および監視地点に追加すること。</p> <p>・水環境の調査地域については「対象事業実施区域及び周囲の河川」との記載があり、「環境影響を受けるおそれのある地域」を選定理由として、愛南町側の事業区域では唯一、山出川が「水質6」地点として調査対象になっている。一方、対象事業実施区域の周囲に流れている鹿鳴川や篠川といった河川では水環境調査が実施されない計画となっていることから、不安視される地元住民が一定数いると考えられるため、それら河川においては水質や水量等、水環境への影響がない旨の根拠を明示してはどうか。</p>
216～	<p>(3) 動物・昆虫・植物について</p> <p>・サシバをはじめとする猛禽類については、本州から四国を経て高茂岬から九州へと抜ける重要な渡りルートが確認されている。また、高茂岬や由良半島周辺は、他にも多種多様な鳥類の渡り経路となっている記録がある。これらを踏まえ、対象となる各鳥類の主要な渡り時期に合わせ、適切な頻度で現地調査を実施すること。</p>
資料 1-21	<p>・海を渡り長距離を移動する珍しい蝶として知られるアサギマダラは愛南町に</p>

237～	<p>も飛来しており、対象事業実施区域にほど近い林道小岩道線沿線において、ヨシノアザミやヒゴオミナエシに訪花している様子が確認されている。例年は秋ごろとされるアサギマダラの愛南町への飛来時期については、地球温暖化の影響を受けてか 11 月にずれ込むことがあるため、調査実施時期を適期に設定するとともに本種への影響を最小限に抑えることを考慮した調査内容とすること。</p> <p>・2022 年に新種として発表されたツツジ科の菌栄養従属植物であるキシマギンリョウソウが篠山にも生育していることが確認されている。本種の分布は明らかになっていないが、本町で生育が確認された篠山と対象事業実施区域が近接していることから当該事業区域で本種が生育している可能性は低くないため、本種の保護を視野に入れた調査をお願いしたい。なお、本種の開花時期は 5 月上旬から中旬とされており、調査実施時期の参考とすること。</p>
27	<p>・建設分野</p> <p>(1) 造成工事に伴い雨水等の排水計画が行われる際に、町道篠山小岩道線の道路排水側溝への流入がある場合には、排水断面量を検討し道路管理者と協議を行うこと。</p>
29	<p>(2) 町道小岩道平濬線及び篠山小岩道線を工事用道路として使用する場合には十分な安全管理の徹底を、併せて工事資材等の搬入・大型部品の輸送に使用する場合には、通行を予想される集落への事前説明を心がけ、地域住民の負担とならぬよう配慮すること。</p>
	<p>・水産分野</p> <p>(1) 対象事業実施区域の周囲には、町民が愛媛県から許可を受けてアユ・カニ・ウナギ等の採捕を行っている河川がある。また、河川の注ぐ海域には、本町の基幹産業である貝類・魚類養殖施設が設置されており、水質に変化があった場合、成長阻害や斃死率増加等の影響を受ける。よって、工事の土地改変等による濁水の発生が、悪影響を及ぼさないような対策を講ずること。また、完成後についても、同様に配慮をすること。</p> <p>(2) 下流域への汚濁水等の影響が想定された場合、地元漁協等への事前説明についても検討すること。</p> <p>・農林分野</p> <p>(1) 森林は、水源のかん養、山地災害の防止、環境の保全など多くの広域的な機能を有し、降った雨の 4 割から 5 割を保持する緑のダムである。</p> <p>近年の異常気象により、過去にも 115 mm/hr の猛烈な雨が降った例があるように、今後も 100 mm/hr を超える降雨も予想される。そのため、当該事業の実施に当たり、作業道の開設や拡張工事に伴う立木伐採や掘削等で保水力が損なわれ、大雨などによる山地破壊や土砂の谷への流入で水源の汚濁・汚染がない</p>

よう、工事中はもちろん事業実施後においても防止の措置を十分に講ずること。

(2) 風車建設に伴う日照等の減少による人工林の生育への影響について調査すること。

(3) 事業実施に伴い有害鳥獣が移動し農林業に被害が拡大しないか、工事中を含め調査すること。

・文化財分野

(1) 対象事業実施区域は、国・県・町指定の文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しないが、新たに遺跡等の文化財と思われるものが発見された場合は、愛南町教育委員会と協議の上適切に対応すること。

前回の環境影響評価審査会に係る委員等意見に対する事業者の見解について

No	委員等意見	事業者の回答
1	<p>全般・事業計画</p> <p>風況調査による予測設備稼働率や、既設風力事業があれば、事業計画に対する風力発電事業の実績発電量等を示し、当該事業での発電計画の妥当性を説明すること。</p>	<p>(仮称)上楨山出ウィンドファーム事業計画地で令和7年2月に風況ポールを建設し、同3月から風速・風向などを観測中です。年間を通じた観測結果及び年間の予測発電量は、現時点では得られておりません。</p> <p>他方で、隣接する”楨川正木ウィンドファーム事業”は現在建設中(令和8年3月運転開始)ですが、年間平均風速約8.0m/sであり、評価機関が行った年間発電量予測は7,857万kWhとなっています。</p> <p>本事業は、立地条件的に”楨川正木ウィンドファーム事業”と同等以上の風況を予想しています。</p> <p>本事業と楨川正木ウィンドファーム事業を出力比(46,200kW(11基):28,800kW(8基))で比較して本事業の発電量を推定しますと、本事業の年間発電量は楨川正木ウィンドファーム事業の約1.6倍の1億2,604万kWhとなります。これはおよそ31,000世帯分の電力使用量に相当します。</p> <p>本事業の発電量を火力発電(石炭、石油、LNG)で賄った場合のCO₂排出量を、電気を作る際にどれだけCO₂を排出するかを示す排出係数(火力発電の平均排出係数は0.6kg-CO₂/kWh程度)を用いて検討すると、75,624tとなります。これは、杉の木の年間CO₂吸収量約8.8kg/年と比較した場合、およそ860万本分に相当します。</p> <p>以上より、本事業の実施により、31,000世帯分の電力を作ることができ、75,624tのCO₂を削減できることとなります。</p> <p>風車の配置と基数の妥当性については風況観測の結果を踏まえ、風車の発電効率や耐久性、環境影響などを総合的に勘案して検討してまいります。</p>
2	<p>事業実施に当たり実施する文化財等の調査結果について、事後調査報告書等での取りまとめを検討すること。</p>	<p>隣接する”楨川正木ウィンドファーム事業(建設中)”では、事業計画が示されてから速やかに、平成25年4月及び9月に宇和島市教育委員会により現地調査が行われ、石器片と石組が発見されました。それを受けて、翌年、宇和島市教育委員会と愛南町生涯学習課が共同で現地調査を行いました。</p> <p>両市町の調査結果は、①石器片については、古代の人が移動の途中で落とした可能性が高いものである。②石組については、比較的近年のものである。そのため、共に周知の埋蔵文化財包蔵地として指定するまでのものではないという判断でした。</p> <p>本事業においても、事業実施に先立ち、宇和島市・愛南町とよく協議し、事前の調査を行うようにします。また、「文化財等の調査報告のとりまとめ」についても両市町と協議・検討してまいります。</p>

(仮称) 上槇山出ウィンドファーム事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 8 年 1 月

株式会社 G F

目次

第1章	環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1.	環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1)	公告の日	1
(2)	公告の方法	1
(3)	縦覧場所	2
(4)	縦覧期間	2
(5)	縦覧者数	2
2.	環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1)	公告の日及び公告方法	3
(2)	開催日時、開催場所及び来場者数	3
3.	環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1)	意見書の提出期間	4
(2)	意見書の提出方法	4
(3)	意見書の提出状況	4
第2章	環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月の間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和7年11月7日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

令和7年11月7日（金）付けの下記の新聞紙面に「公告」を掲載した。

・愛媛新聞

② 県報による公告（別紙2参照）

令和7年11月7日（金）付けの下記の県報に「公告」を掲載した。

・愛媛県報

③ インターネットによるお知らせ（別紙3参照）

下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・当社のホームページ
- ・宇和島市ホームページ
- ・愛南町ホームページ

(3) 縦覧場所

地方公共団体庁舎 4 か所及びインターネットの利用による縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・愛媛県県民環境部環境局 環境・ゼロカーボン推進課
- ・宇和島市役所 生活環境課
- ・宇和島市 津島支所
- ・愛南町役場 環境衛生課

② インターネットの利用による縦覧

- ・当社のウェブサイト

<https://gfcorp.jp/archives/category/news>

(4) 縦覧期間

縦覧期間：令和7年11月7日（金）から令和7年12月8日（月）まで

※意見受付期間と合わせ、自主的に令和7年12月23日（火）まで延長

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は0名であった。

（内訳）愛媛県県民環境部環境局 環境・ゼロカーボン推進課	0名
宇和島市役所 生活環境課	0名
宇和島市 津島支所	0名
愛南町役場 環境衛生課	0名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、当社は方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1及び別紙2参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

会場1

- ・開催日時：令和7年11月22日（土）14時00分から
- ・開催場所：上楨集会所
(愛媛県宇和島市津島町下畑地乙735番地4)
- ・来場者数：12名

会場2

- ・開催日時：令和7年11月23日（日）10時00分から
- ・開催場所：山出集会所
(愛媛県南宇和郡愛南町緑丙212番地)
- ・来場者数：9名

会場3

- ・開催日時：令和7年11月23日（日）14時00分から
- ・開催場所：御楨地区自然休養村管理センター
(愛媛県宇和島市津島町御内809番地)
- ・来場者数：9名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(別紙4、別紙5参照)

(1) 意見書の提出期間

令和7年11月7日(金)から令和7年12月23日(火)まで

(縦覧期間及びその後2週間とし、郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ② 当社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は2通、意見総数は11件であった。

第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、当社に対して環境の保全の見地から提出された意見は2通11件であった。それに対する当社の見解は表2-1のとおりである。

表2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	①9page 既存の道路と50mの距離で平行に2.5kmの距離で設置予定ですが、風水害や故障時に倒壊や部品の飛散リスクがありますので、事故のない体制をこうじてください。	過去に、他の風力発電事業者の発電所で風力発電機の倒壊や部品の飛散や落下の事故もありました。本事業では、過去の事故事例の原因を踏まえ、十分な安全対策を講じてまいります。
2	②26page 山頂部に基礎の深さ22mの掘削を行います。撤去時にその後が山崩れや崩壊の起点となりますので、予防対策をして工事を実施してください。	風力発電機の基礎には、直接基礎と杭基礎の2種類があります。25及び26ページには、参考例として風力発電機基礎の図面を載せさせていただきました。 風力発電機基礎については、地盤の不安定化を避けるため、撤去せずに存置する予定です。
3	③28page b.緑化に伴う修景計画がありますが種の散布だけではなく、木々の伐採量と同量の植林をし現況復帰計画を設計時より実施してください。 20年後に今以上の森林・緑地となるよう、計画してください。	樹木の伐採等の改変は必要最小限となるような計画とすることを前提といたします。その上で、緑化に伴う修景計画にあたっての植林の実施については、専門家や関係団体、用地管理者と協議・検討いたします。
4	④65, 68page 貴重な猛禽類の生息地であり鳥類の渡りのルート上にあります。ブレードの先端は時速200kmを超えます。バードストライクが起こらないよう回転を制御してください。	今後の現地調査により、対象事業実施区域及びその周辺における鳥類の渡りの状況を把握してまいります。ブレード等への接触の可能性に関しては、現地調査結果をもとに年間予測衝突数を算出する等して予測評価を行い、専門家のご意見等も踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。
5	⑤122page 愛媛マルゴト自転車道、愛南さんさん輪道に20m位の近接した場所もあります。①と重なりますが人身事故のないよう対策してください。	工事期間中は、工事関係車両の安全走行はもちろんのこと、サイクリストや歩行者をみかけた際の減速を徹底する等の措置を行うとともに、風力発電機の稼働後も適切なメンテナンスや安全対策を行い、利用者の安全確保に努めてまいります。
6	⑥135, 179page 下流に水源地があります。発電機の土台部分にあるかごでは台風などの雨の時、十分な保水になりません。181pageにあるように危険区域内に設置予定ですが土砂崩れや濁流とならない対策はありますか？ ⑦188page 危険地域なので、稼働後が大切です。水質の観察を追加し災害とならないようにしてください。 以上です	環境影響評価手続きで取り扱う水質に関する影響は通常の雨量を対象としており、環境影響の低減を目的としております。一方、豪雨時は災害の抑制が最優先の目的となり、土砂災害を含め環境影響評価手続きとは別途、林地開発許可・保安林解除・保安林内作業許可等の森林法の手続きにおいて「災害防止」、「水害防止」、「水の確保」、「環境保全」について審査がありますので、今後の手続きにおいて、関係機関との協議や指導に従い、適切に対応いたします。

(意見書 2)

No.	意見の概要	事業者の見解
7	<p>土砂災害の恐れ、森林の保水力低下による水害の恐れがあることから本事業の撤回を求めます。</p> <p>■土砂災害防止タイプの森林</p> <p>風車ヤード及びそれらを結ぶ道路を造成するために伐採される森林は国有林であり、土砂災害防止タイプ（土砂流出・崩壊防備エリア）の森林です。該当する林分を施業実施計画図 2) から抜粋します。</p> <p>山地災害防止タイプの森林（土砂流出・崩壊防備エリア）は「土砂の流出、崩壊等による山地災害による人命・施設の被害の防備を目的」[1]の p. 2]として整備されています。「管理経営の指針」から抜粋します。</p> <p>(1)管理経営の基本的な考え方及び整備の目標</p> <p>根系が深くかつ広く発達し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好な森林であって、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林を整備の目標とする。</p> <p>以上で引用は終わりです。上の表の林分はこのような目標のもと天然林に誘導するような施業が求められており、本事業計画のように幅広に帯状に伐採されるべきではありません。母樹として残すべきものです。</p> <p>1)管理経営の指針 四国森林管理局 令和4年3月 https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/release/keikaku/attach/pdf/shinrinkeikaku_001-17.pdf</p> <p>2)第6次国有林野施業実施計画図 南予3-1 https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/release/keikaku/attach/pdf/forest_drawing-1191.pdf</p>	<p>本事業では樹木の伐採は必要最小限となるような計画といたします。また、土砂災害については環境影響評価手続きとは別途、林地開発許可・保安林解除・保安林内作業許可等の森林法の手続きにおいて「災害防止」、「水害防止」、「水の確保」、「環境保全」について審査がありますので、今後の手続きにおいて、関係機関との協議や指導に従い、適切に対応いたします。</p>
8	<p>■山地災害危険地区</p> <p>山出川の源頭部である小西谷の山腹（国有林 3088 林班）は広く崩壊土砂流出危険地区です。この谷の最上部の稜線に風車が並ぶ予定です [方法書 図 3.2-15]。この稜線の樹木を伐採し大規模に土地を改変すれば土砂災害を引き起こす恐れがあります。危険ですからやめてください。</p>	<p>本事業では樹木の伐採や土地の改変は必要最小限となるような計画といたします。土砂災害については環境影響評価手続きとは別途、林地開発許可・保安林解除・保安林内作業許可等の森林法の手続きにおいて「災害防止」、「水害防止」、「水の確保」、「環境保全」について審査がありますので、今後の手続きにおいて、関係機関との協議や指導に従い、適切に対応いたします。</p>
9	<p>■谷埋め盛土</p> <p>残土を処分する場合、谷筋を埋めて土捨場を作るとは絶対にやめてください。谷地形は、地下水位が浅く、雨水が集まりやすい場所であるため、もともと地下水が豊富な条件下にあります。そのため、法令に則って排水設備が設置され、地山の段切り、盛土の締め固めがなされると思います。しかし、仮に湧水点を全て網羅するような排水設備が設計施工されたとしても、それらの設備が設計時の計算通り機能し続けることはありえないことだと思います。それらの設備は地</p>	<p>今後の工事計画等の検討においては、切土量、盛土量、残土量等について考慮し、事業の実施による環境への影響を可能な限り低減できる計画を策定してまいります。なお、対象事業実施区域内に新規の残土処分場を設置する場合は、現地調査の結果を踏まえ、盛土規制法等の関係法令に従い、検討を行ってまいります。</p>

	<p>震、豪雨のたびに傷みます。水は弱いところを突いて侵食します。まさに、蟻の一穴から大規模な崩壊へと繋がります。供用期間中は定期的に点検が行われ、傷んだ箇所は補修されるかと思えます。しかし、簡単には補修できない箇所もあります。例えば地下深く埋設される暗渠排水管が壊れたり詰まったりして機能しなくなった場合、どのように補修されるのでしょうか。大規模な谷埋め盛土が少しずつ侵食されていく様子はとても不気味なものです 3)。さらに、これらの排水設備は供用期間終了後も機能し続けなければなりません。盛土の安定を保つために必要不可欠な設備だからです。これらの設備が永遠に機能し続けることなどあり得ません。道路は林業との共用を考えるにしても、土捨場は施業上必要な設備とは言いがたく、ゆくゆくその維持管理は林業にとって重い負担になると考えます。</p> <p>3) 倒木・えぐれた斜面... 海堀正博広島大防災・減災研究センター長「盛り土全体 早く調査を」(中国新聞) (https://youtu.be/KCkY9i-wkt1?si=fS-rmDainmRpabnz)</p>	
10	<p>■水源涵養保安林</p> <p>風車が並ぶ稜線の北側の森林は水源涵養保安林に指定されています [図 3.2-13]。近年激甚化する豪雨災害を考えれば、「流域治水」の要として保残すべき林分です。この稜線の樹木を伐採し大規模に土地を改変すれば保水力が低下します。やめてください。</p>	<p>本事業では樹木の伐採は必要最小限となるような計画といたします。また、保安林における開発については環境影響評価手続きとは別途、林地開発許可・保安林解除・保安林内作業許可等の森林法の手続きにおいて「災害防止」、「水害防止」、「水の確保」、「環境保全」について審査がありますので、今後の手続きにおいて、関係機関との協議や指導に従い、適切に対応いたします。</p>
11	<p>■景観</p> <p>対象事業実施区域の周辺に住む人々にとっては、故郷の山に風車が立ち並び、景観が一変することになります。日常的な視点場として眺望点を定める場合、住民にアンケートを取るなどして、その地区から最も風車がよく見える場所を選んでください。他事業の環境影響評価図書において、景観の調査結果として「植生に阻まれて視認できない」とか「建物に阻まれて視認できない」といった評価がなされている場合でも、実際には少し離れた別の場所から見ると、植生や建物に邪魔されることなく視認できる場合が散見されます。そのようなことがないようにしてください。</p> <p>風車が稜線に配置される場合は、垂直視野角を用いた評価は実際の見え方を過小評価するものです。風車の場合、ブレードが描く円盤の大きさ、回転の視覚的効果、風車群のクラスターとしての視覚的効果が支配的です。仰角及び水平視野角を考慮して評価してください。</p> <p>以上</p>	<p>今後とも住民説明会や縦覧を通じて意見聴取に努めてまいります。また、調査及び予測にあたっては、対象事業実施区域の周囲において風力発電機がよく見える場所から実施いたします。</p> <p>ご意見いただきました仰角については、山の上に風力発電機が建つような場合、山の高さと合わせた高さという角度となりますが、山による圧迫感は事業により生じるものとは言い難いため、事業による影響を評価するために、一般的な予測・評価手法である風力発電機の垂直視野角を用いた評価をすることとしております。また、水平視野角については複数の建造物の群としての広がり进行评估する知見や指標は存在しないため、評価は難しいと考えておりますが、風力発電機群の広がりや水平視野について、どの程度となるか、客観的な予測を行います。また、この他、将来の風力発電機のフォトモンタージュを作成することによる予測・評価も行うこととしております。</p>

○日刊新聞紙における公告
愛媛県新聞 (令和7年11月7日(金)付)

お知らせ

環境影響評価法に基づき(仮称)上横山出ウインドファーム
事業環境影響評価方法書を編纂し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称 株式会社GF
代表者の氏名 代表取締役 藤崎 耕治

二、事務所の所在地 徳島県阿南市黒津地町山下五番地一
事業の名称 (仮称)上横山出ウインドファーム事業
規模 発電設備出力:最大四万六千五百キロワット(基数:最大十一基)
規模 送電設備出力:最大四万三千キロワット(出力抑制)

三、対象事業実施区域 愛媛県宇和島市及び愛南町

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
愛媛県宇和島市及び愛南町

五、縦覧の場所時間 愛媛県環境セロカ(ボ)推進課宇和島市役所
生活環境課宇和島市津島支所 愛南町役場 環境衛生課

※いずれも、土・日・祝日を除く午前九時～午後五時まで

電子縦覧 <https://gfcorp.jp/archives/category/news>
期間 令和七年十二月七日(金)から令和七年十二月八日(月)まで
なお、ご意見受付期間と合わせ、自主的に令和七年十二月
二十二日(火)まで縦覧期間を延長いたします。

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の観点から
のご意見を、お持ちの方は書面に住所氏名を意見(意見の理由を含む)を
ご記入のうえ、令和七年十二月十三日(火)までに縦覧場所に備え
付けてあります意見書箱にご投函くださるか、問い合わせ先へ
ご郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時

一、上横山集会所(宇和島市津島町下畑地之七三五番地四)
令和七年十一月二十二日(土)午後二時から

二、山出集会所(南宇和郡愛南町緑丙二二番地)
令和七年十一月二十三日(日)午前十時から

三、御嶺地区自然休養村管理センター
(宇和島市津島町御内八〇九番地)
令和七年十一月二十三日(日)午後二時から

八、問い合わせ先
〒791-0003 愛媛県宇和島市天神町八番地三三
株式会社GF 宇和島事務所 担当: 諒(しずか)
電話 〇八〇二九八五・八六八三

○県報における公告
愛媛県報 (令和7年11月7日(金)付) ①

愛媛県公営企業会計規程 (昭和46年愛媛県公営企業管理規程
第9号) 第176条において例によることとされる愛媛県会計規
則 (昭和45年愛媛県規則第18号) 第135条から第137条までの規
定による。

(3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した
物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に添
づき12月1日(月)午後5時00分までに提出しなければならな
い。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明
を求められた場合は、これに応じなければならぬ。

(4) 入札の無効
2)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に
求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効
とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者
が判断した入札者であつて、愛媛県公営企業会計規程第176条
において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定
に基づいて作成された予定価格の制約の範囲内で最低価格をも
って有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他
ア 入札書の提出方法
電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額
及び電子くじ入札番号を入力の上、提出すること。
紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便(書留郵便に
限る。)により3(ロ)に掲げる場所に提出すること。
イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary
(1) Nature and quantity of the product to be purchased: Open
Incubator, 15 set.
(2) Time limit of tender: 1:29 p.m., 18 December 2025
(3) For further information, please contact: Property
Management Section, General Affairs Division, Public
Enterprise Management Bureau, Iyosuisunonyia Bldg, 2F
4-4-1 Minatomachi, Matsuyama, Ehime 790-0012 Japan.
TEL 089-912-2794

12月16日(火)午前9時から同月18日(木)午後1時20分ま
で

(3) 入札説明書の交付方法
愛媛県ホームページ (<https://www.pref.ehime.jp/>) でマウ
ンロード又は(ロ)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所
令和7年12月18日(木)午後1時30分
愛媛県松山市淡路四丁目4番地1
伊予鉄本社ビル5F 会議室

4 その他
(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(2) 入札保証金

令和8年3月31日(火)
(5) 納入場所
愛媛県松山市春日町83番地
愛媛県立中央病院

(6) 入札方法
ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準 (製造の請負
等) に従って行うシステム (以下「電子入札システム」とい
う。) による。ただし、愛媛県電子入札運用基準 (製造の請
負等) 7(ロ)又は(ハ)の規定により紙入札による参加承諾を受
けた者については、紙入札を行うことができる。
イ 入札金額は、購入予定物品の総額とする。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に
当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額 (当該
金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨
てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者
は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事
業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に
相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格
知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請
負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業
者で、次の事項に該当するもの
(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第107条の4の規
定に該当しない者であること。
(2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中に
ない者であること。
(3) 公告で示す物品を納入期限内に確実に納入できることを証明
した者であること。
(4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要があ
る場合にあつては、その許認可等に基づく営業であることを証
明した者であること。

3 入札書の提出場所等
所及び問合せ先
愛媛県公営企業管理事務局総務課
〒790-0012
愛媛県松山市淡路四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2F
電話番号 (089)912-1000 内線4623
又は (089)912-2794

(2) 入札書の受領期限
12月16日(火)午前9時から同月18日(木)午後1時20分ま
で

(3) 入札説明書の交付方法
愛媛県ホームページ (<https://www.pref.ehime.jp/>) でマウ
ンロード又は(ロ)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所
令和7年12月18日(木)午後1時30分
愛媛県松山市淡路四丁目4番地1
伊予鉄本社ビル5F 会議室

4 その他
(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(2) 入札保証金

環境影響評価方法書について
環境影響評価法 (平成9年6月13日法律第81号) 第5条第1項の
規定により、次の対象事業について環境影響評価方法書 (以下「方
法書」という。) を作成したので、同法第7条の規定により、次の
とおり公告します。

また、同法第7条の2第2項の規定により、方法書説明会を開催
することとしたので、併せて公告します。
なお、方法書について、環境の保全の見地からの意見を書面によ
り提出することとさせていただきます。
令和7年11月7日

愛媛県報 (令和7年11月7日(金)付) ②

愛 媛 県 報	
令和7年11月7日	第660号
1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 (1) 名 称 株式会社G F 代表取締役 藤 崎 耕 治 (2) 代表者 代表取締役 藤 崎 耕 治 (3) 所在地 徳島県阿南市黒津地町山下5番地1	7 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所 (1) 日時 令和7年11月22日(土) 午後2時より 場所 上樺集会所 (愛媛県宇和島市津島町下津地乙755番地4) (2) 日時 令和7年11月23日(日) 午前10時より 場所 山出集会所 (愛媛県宇和郡愛南町御前3212番地) (3) 日時 令和7年11月23日(日) 午後2時より 場所 御前地区自然休養村管理センター (愛媛県宇和島市津島町御前5869番地)
2 対象事業の名称、種類及び規模 (1) 名 称 (仮称) 上樺山出ウインドファーム事業 (2) 種 類 風力発電所の設置の工事の事業 (陸上) (3) 規 模 総出力 最大46.200キロワット (運送点で43,000キロワットに出力抑制)	3 対象事業が実施されるべき区域 愛媛県宇和島市及び愛南町 4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 愛媛県宇和島市及び愛南町
3 対象事業が実施されるべき区域 愛媛県宇和島市及び愛南町	5 方法書及び契約書の取扱いの場所、期間及び時期 (1) 縦覧場所 愛媛県民環境部環境局 環境・ゼロカーボン推進課 (愛媛県伊予市一帯町4丁目2番 (N T T愛媛ビル2棟4階)) 宇和島市の所 生活環境課 (愛媛県宇和島市御前1番地) 宇和島市津島支所 (宇和島市津島町岩松平171番地) 愛南町役場 環境衛生課 (愛媛県宇和郡愛南町城2420番地)
4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 愛媛県宇和島市及び愛南町	6 方法書についての意見書の提出期限及び提出先並びにその他意見書の提出に必要な事項 (1) 提出期限 令和7年12月23日 (火) まで (2) 提出先 〒798-0005 愛媛県宇和島市天神町8番地23 株式会社G F 宇和島事務所 藤 崎 電話 089-2885-8883 郵送 (当日消印有効) 又は縦覧場所に設置された意見書箱への投函による
5 方法書及び契約書の取扱いの場所、期間及び時期 (1) 縦覧場所 愛媛県民環境部環境局 環境・ゼロカーボン推進課 (愛媛県伊予市一帯町4丁目2番 (N T T愛媛ビル2棟4階)) 宇和島市の所 生活環境課 (愛媛県宇和島市御前1番地) 宇和島市津島支所 (宇和島市津島町岩松平171番地) 愛南町役場 環境衛生課 (愛媛県宇和郡愛南町城2420番地)	7 方法書について (1) 提出期間 令和7年12月23日 (火) まで (2) 提出先 〒798-0005 愛媛県宇和島市天神町8番地23 株式会社G F 宇和島事務所 藤 崎 電話 089-2885-8883 郵送 (当日消印有効) 又は縦覧場所に設置された意見書箱への投函による
6 方法書についての意見書の提出期限及び提出先並びにその他意見書の提出に必要な事項 (1) 提出期限 令和7年12月23日 (火) まで (2) 提出先 〒798-0005 愛媛県宇和島市天神町8番地23 株式会社G F 宇和島事務所 藤 崎 電話 089-2885-8883 郵送 (当日消印有効) 又は縦覧場所に設置された意見書箱への投函による	7 方法書について (1) 提出期間 令和7年12月23日 (火) まで (2) 提出先 〒798-0005 愛媛県宇和島市天神町8番地23 株式会社G F 宇和島事務所 藤 崎 電話 089-2885-8883 郵送 (当日消印有効) 又は縦覧場所に設置された意見書箱への投函による

オンラインネットによるお知らせ
・当社ホームページ掲載内容①

「(仮称)上樺山出ウインドファーム事業
環境影響評価方法書」の縦覧について

2025.11.07

1. 縦覧期間および縦覧場所

期間：

令和7年11月7日(金)～令和7年12月8日(月)

(土日・祝日を除く午前9時～午後5時)

なお、ご意見受付期間と合わせ、自主的に令和7年12月23日

(火)まで縦覧期間を延長いたします。

縦覧場所：

- ・愛媛県環境・ゼロカーボン推進課
- ・宇和島市役所 生活環境課
- ・宇和島市津島支所
- ・愛南町役場 環境衛生課

・当社ホームページ掲載内容②

2. 閲覧者の記入について

上記の閲覧場所で環境影響評価方法書をご覧になられた方は、ご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、投函をお願いいたします。

3. 意見書の提出について

環境保全の見地から、本事業に関するご意見をお持ちの方は、以下の方法でご提出下さい。

提出方法：

1. 縦覧場所に意見書を直接投函
2. または、下記宛先までご郵送ください。

(メールの受付は行っておりません)

・当社ホームページ掲載内容③

受付期間：

令和7年11月7日(金)～令和7年12月23日(火)

※郵送の場合は令和7年12月23日(火)消印有効

郵送先：

宛先：〒798-0036

愛媛県宇和島市天神町8番地 23

株式会社GF 宇和島事務所 静 宛

記載事項：

1. 住所・氏名

・当社ホームページ掲載内容④

(法人・団体の場合：名称、代表者氏名、主たる事務所所在地)

1. 環境保全の見地からのご意見（理由を含めご意見を日本語でご記入ください）

4. お問い合わせ先

株式会社GF 宇和島事務所

担当：静（しずか）

電話：080-2985-8683

（仮称）上横山出ウインドファーム 環境アセスメントの状況はこちらから


・当社ホームページ掲載内容⑤

風力発電事業に係る環境影響評価手続き

【環境影響評価方法書】

- お知らせ
- 表紙と目次
- 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 第2章 対象事業の目的及び内容
- 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況
- 第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- 第5章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 資料編

ご意見記入用紙（投函・郵送用）



(仮称) 上横山出ウインドファーム

・宇和島市ホームページ①

現在地 [トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [生活・くらし](#) > [自然・環境・公園](#) > [エネルギー](#)
 ニ > > (仮称) 上横山出ワインドファーム事業に係る環境影響評価方法書の縦覧につ
 いて
[トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [事業者の方へ](#) > [自然・環境 事業者](#) > [エネルギー](#)
 主 > > (仮称) 上横山出ワインドファーム事業に係る環境影響評価方法書の縦覧に
 ついて

(仮称) 上横山出ワインドファーム事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について



記事ID：0121748 更新日：2025年11月7日更新

標記事業について、以下のとおり図書の縦覧を行っています。

縦覧

縦覧図書

環境影響評価方法書

事業名称

(仮称) 上横山出ワインドファーム事業

実施事業者



・宇和島市ホームページ②

株式会社GF
 代表取締役 藤崎 耕治
 徳島県阿南市黒津地町山下5番地1

対象事業の種類

風力（陸上）

対象事業の規模

発電設備出力 最大で46,200kW（連系点で43,000kWに出力抑制）

事業実施想定区域

宇和島市及び南宇和郡愛南町の行政界周辺

関係地域の範囲

宇和島市、南宇和郡愛南町

縦覧期間

令和7年11月7日（金）から令和7年12月8日（月）

いずれも土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで

※ご意見受付期間と合わせ、自主的に令和7年12月23日（火）まで縦覧期間を延長いたします。

- ・宇和島市ホームページ②

なお、電子縦覧については、次のウェブページにて縦覧期間中にご覧いただけます。

<https://gfcorp.jp/archives/category/news>

縦覧場所

縦覧場所		住所
愛媛県	愛媛県 環境・ゼロカーボン推進課	松山市一番町4丁目2番（N T T 愛媛ビル2棟4階）
宇和島市	宇和島市役所 生活環境課	宇和島市曙町1番地
	宇和島市役所 津島支所	宇和島市津島町岩松甲471番地
愛南町	愛南町役場 環境衛生課	南宇和郡愛南町城辺甲2420番地

意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます。意見書箱にご投函くださるか、**令和7年12月23日（火）**までに、下記のお問合せ先へご郵送ください（当日消印有効）

お問合せ先

〒798-0036 宇和島市天神町8番地23

株式会社G F 宇和島事務所 担当 静（しずか）

電話：080-2985-8683

- ・愛南町ホームページ①



（仮称）上横山出ワインドファーム事業に係る「環境影響評価方法書」の縦覧についてお知らせします

2025年11月07日更新

「（仮称）上横山出ワインドファーム事業」に係る環境影響評価方法書の提出があり、環境影響評価法第16条の規定に基づき、方法書の提出があった旨等を公告するとともに、方法書および要約書の縦覧を行います。

事業者の名称：株式会社GF

代表者の氏名：代表取締役 藤崎 耕治

対象事業の名称：（仮称）上横山出ワインドファーム事業

対象事業の種類：風力（陸上）

対象事業の規模：発電設備出力 最大で46,200kW（連系点で43,000kWに出力抑制）

事業実施想定区域：愛媛県宇和島市および南宇和郡愛南町の行政界周辺

関係地域の範囲：愛媛県宇和島市、愛南町

縦覧の場所

愛媛県：愛媛県環境・ゼロカーボン推進課（愛媛県松山市一番町4-2NTT愛媛ビル2棟4階）

宇和島市：宇和島市生活環境課（愛媛県宇和島市曙町1番地）

宇和島市津島支所（愛媛県宇和島市津島町岩松甲471番地）

愛南町：愛南町役場 環境衛生課（愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地）

縦覧期間および時間

令和7年11月7日（金曜日）から令和7年12月23日（火曜日）まで

（土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時）

なお、電子縦覧については、縦覧期間中に以下のウェブページからご覧いただけます。

（電子縦覧：<https://gfcorp.jp/archives/category/news>）

意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けてある意見書箱にご投函いただくか、令和7年12月23日（火曜日）までに、下記の問い合わせ先にご郵送ください（当日消印有効）。

問い合わせ先

〒798-0036

愛媛県宇和島市天神町8番地23

株式会社GF 宇和島事務所 担当 静（しずか）

電話：080-2985-8683

・愛南町ホームページ②

このページの情報発信元

担当部署：環境衛生課
 愛南町城辺甲2420番地
 電話番号：0895-72-7316

メールでのお問い合わせ

〇お知らせ

お知らせ

「(仮称)上横山出ウインドファーム事業 環境影響評価方法書」の縦覧について

- 縦覧期間と縦覧場所
 日時：令和7年11月7日(金)から令和7年12月8日(月)まで
 (縦覧時間はいずれも、土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで)
 なお、ご意見受付期間と合わせ、自主的に令和7年12月23日(火)まで縦覧期間を延長いたします。

場所：愛媛県 環境・ゼロカーボン推進課
 宇和島市役所 生活環境課
 宇和島市津島支所
 愛南町役場 環境衛生課

- 閲覧用紙の記入

上記場所にて環境影響評価方法書をご覧になられた方は恐れ入りますが、ご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご返函ください。

- 意見書の受付

「(仮称)上横山出ウインドファーム事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函いただくか、下記の宛先までご郵送をお願いいたします。

※ 恐れ入りますが、メールでの意見書の受付はいたしておりません。

受付期間 令和7年11月7日(金)から令和7年12月23日(火)まで

※郵送の場合は令和7年12月23日(火)消印有効

郵送の場合

宛先：〒798-0036
 愛媛県宇和島市天神町8番地 23
 株式会社GF 宇和島事務所 静 宛

〇記載事項

- 住所・氏名 (法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

- お問い合わせ先

株式会社GF 宇和島事務所
 担当：静 (しずか)
 電話：080-2985-8683

**「（仮称）上槇山出ウィンドファーム事業環境影響評価方法書」
住民説明会における意見の概要及び事業者の回答について**

No	住民説明会における意見の概要	事業者の回答
1	動物・植物・生態系に関して、工事前の調査結果を踏まえ、工事着手後にも調査を行うことで、工事の前後で動物や植物がどのように変わったのかを把握するか。	基本的には工事前に動植物の調査を行い、その上で影響の有無を予測する。その結果、明らかに影響が無いもしくは小さいものに関して事後調査は行わない。 ただし、予測をしたうえで影響があるもしくは影響が明確でない場合は工事中もしくは稼働後に調査を行い検証する流れとなる。
2	先行事業における工事の際に、愛南町方面から大型の生コン車が連なって早いスピードで走行しており、危険を感じる場面があった。工事前に林道の草刈りやカーブミラーの設置等を検討してもらいたい。	槇川正木ウィンドファームの工事の際にも、工事車両のスピードに関してご意見をいただいた。工事業者にカーブミラーの設置等の対応をいただいていたが、再度着工に至るまでに確認を徹底する。
3	現状では工事着手の見込みが7年後であり、関係する法律や制度の運用が変わる可能性もあるが、そういった際は再度説明会などを周知して実施してもらえるのか。	環境影響評価法では法律に基づく説明会が義務付けられており、今回の方法書段階及び準備書段階で地域の皆様に環境影響評価の観点からの説明会を実施する。 それ以外にも、事業者として自主的に現状を報告する説明会を実施したいと考えている。毎年とはならないが、ご指摘いただいたようにポイントごとに皆さんに事業の状況を報告させていただきたい。 最終的な許認可手続きに至った際には、地域の皆様のご同意をいただいたうえで着工に至るため、その際には現状を速やかにお伝えしたいと考えている。
4	風力発電機の供用まで10年の計画となるようだが、説明会参加者の顔触れが変わり、世代交代もあると思う。子や孫の世代に伝え、引き継いで行くことも大事だと思う。	地区長を始めとして、今後も密に連絡をとって行きたいと考えている。
5	原子力発電事業では発電所の周囲に住む住民の電気代が無料である。風力発電事業では電気代が安価になることはないのか。	これからは電気をどこから買うのかを選べる時代になっていることもあり、検討の余地はあるという認識である。 現時点で約束はできないが、電気代についてのご意見をいただいたという事で、引き続き検討させていただきたい。
6	農山漁村再エネ法の活用とあるが、地元にお金が還元される制度なのか。周辺地区の自治会に協力するといった法律のことか。	農山漁村再エネ法の活用により、宇和島市に協議会を開催いただいている。具体的には1年に1度、各地区の代表者、農協、漁協、学識者及び行政等が一堂に会して会合を開き、事業者に対してどういった貢献策を実施させるのかを協議している。 槇川正木ウィンドファーム事業では、宇和島市には森林整備事業等の振興への協力、地区には協賛金や林業への貢献、宇和島市の産品をJR東日本のネットワークで販売するといった貢献策を実施している。 本事業においてもおそらく協議会の中に位置づけられる。また、協議会とは別に上槇地区へ協賛をさせていただきたいと考えており、今後、密に相談をさせていただきたい。
7	一番の地元、足元でもあるのでこの地域を見捨てないようお願いしたい。	承知した。

8	<p>私はここで生まれ育ったが、どこの谷川にも水が沢山あった。昔と比べると勢いがあつた谷の水が無くなったが、それは何故かと思っている。山に何十もの風車が建つと下にコンクリートを敷き詰めることになる。そうすると山が水を受け取らなくなり、出るときは一度に出るようになるのではないか。天候のせいかとも思うが、あれだけ山にコンクリートを敷き詰めたら山が水を貯めないようになっているのではないかと感じている。そういった関係はないのか。</p> <p>上楨地区には上水道がきていない。谷川の水が生活用水となっている。他事業者にも貯水用タンク等を融通してもらっている。事業者で上楨まで水道を引いてもらえたらよいかいがか。</p>	<p>基本的に詳細施工設計の許可を得る段階において、流域に関しては変えないという原則がある。また、水の影響範囲が1%以上ある場合は特別な同意がないと施工はできないという条件になっている。水の影響範囲も事前に設計担当に調査をさせた上で、林野庁の確認を得て工事を実施する予定である。</p> <p>水が減っているという指摘に関してはすぐにお答えすることはできないが、今後調査を実施したい。</p>
9	<p>伐採により雨が降れば水が全部流れてしまうのではないかと。前にあつたヒノキなども間伐などでなくなっている。</p>	<p>施工範囲の伐採本数は全て林野庁へ1本単位で報告をすることとなる。可能な限り木を切らない施工設計としたい。また、水に関しても引き続き調査を行いたい。</p>
10	<p>水質の調査予測における山出地区の調査地点は1か所であるが、山出川で実施するのか。</p>	<p>その通りである。</p>
11	<p>山出地区は3kmほど奥に行くと湧き水が出ている。地区の人も水を汲みに行き、飲用している。湧き水についても調査予測をしていただき、影響がないような工事手法としてもらいたい。</p>	<p>調査を行う際は、取水地点などに関して事前に聞き取り調査をさせていただき、当該箇所へ濁水が流れ込まないように配慮する。湧き水については、今後、詳しい場所をお伺いし、調査及び予測をさせていただく。</p>
12	<p>33ページの生態系の調査においてカラ類とあるがこれはどういったものか。</p>	<p>ヤマガラやシジュウカラといった小鳥類を指している。カラ類の個体群を対象に調査、予測及び評価を行う。</p>
13	<p>なぜ、クマタカとカラ類を選んだのか。</p>	<p>生態系の調査を実施するにあたり、食物連鎖を参考に上位性、典型性という観点で抽出している。</p> <p>風力発電事業においては特に鳥類への影響が懸念されることから、上位種として森林性の猛禽類であるクマタカを選定した。典型種についても普通種と呼ばれ、森林に多く生息しているカラ類を選定している。</p>
14	<p>これらの種を選んだのは風力発電事業であることが理由であり、地域性といったものは考慮されていないのか。</p>	<p>風力発電事業という特性と地域性を踏まえて選定をしている。隣接する楨川正木ウィンドファーム時の調査結果から、クマタカがこの周辺に生息していることが確認されているため、それらの結果を踏まえた上で選定を行った。</p>
15	<p>御楨のある方がこの地区はもう消滅すると言っていた。消滅しないようにこの御楨地区に色々と協力や貢献をしていただきたい。</p> <p>風力発電事業は自然エネルギーということもあり、一部では環境への影響もあるだろうが、原子力発電や火力発電よりは地球環境に優しいと考えており大賛成である。引き続きこの地区への貢献をお願いしたい。</p>	<p>本事業においてどのような貢献をするかは、事業者のみで案を練るだけでなく、地域の皆様のご意見を伺いながら検討したいと考えている。</p>
16	<p>楨川正木ウィンドファーム建設同意から9年経過し、御楨地区の人口は減ってしまった。人口の減少について事業者はどのように受け止めているのか。事業計画前は自然を求めた移住者によって人口が増える傾向にあつたが、その流れが途絶えてしまった。本事業</p>	<p>風力発電機の建設と御楨地区の人口減少に因果関係は無いように思う。地方の人口減少は全国的な問題である。本事業を実施することで少しでも地元へ貢献出来たらよいと考えている。</p>

	もまた 10 年前と同じことをやろうとしているように見受けられる。	
17	前回の事業でも地域貢献を掲げていたが、具体的に何を行ったのか教えて欲しい。	個別の地区に補償をさせて頂くことに加え、お祭りなどへの協賛等を行った。
18	お祭りなどの伝統行事が 4 つあったが現在 2 つになった。お金を出しても人がいなければ地域貢献とは言えないのではないか。	直接的に地域の人口を増やすことは事業者の責任ではないと考えている。
19	御楨では数字で示す通り人口が増えていたが、楨川正木ウィンドファーム事業後にまた減少へと転じてしまった。	人口減少は全国的な問題であると認識している。また移住者は全国的に需要が高まっており、奪い合いの状況であるため減少に転じたのではないかと推察する。
20	事業を実施しなければよかったのではないか。私は移住者を呼び込んでいた中心人物であり、地域の人の流れはすべて把握していた。	風力発電事業と移住者の増減には因果関係はないという認識である。加えて、風力発電事業に関する悪影響に関して事実を含まない事柄が流布されたことも影響しているのではないかと推察する。
21	ノンファーム接続で事業を行うとのことだが、新たに別の事業計画があると聞いている。2 事業あるとすれば送電の容量として両立は問題ないのか。また事業性の面で問題は無いのか。	送電の制約を受ける可能性もあり厳しい面もあるが、風況が良いこともあり事業性としても問題はないと考えている。
22	物価の変動などもあるが、撤去費用などの積み立ても問題ないのか確認したい。	撤去費用積み立ての公開制度に関しては太陽光発電事業から適用が始まる認識であるが、事業者として自主的に公開していきたいと考えている。
23	農山漁村再エネ法を適用するとのことだが、直接的に関係してくるポジションではない御楨地区が同意しなかった場合はどのような扱いとなるのか。その状況で事業を進めることは可能か。	基本的には地元の方の同意が無ければ進めることができない認識である。今後も話し合いを重ね、地域の皆様のご理解をいただいた上で実施したい。
24	また以前のように集落が二分されるようなことが無いように願う。若い世代が反対の姿勢をとる可能性はある。	移住者の方で反対の意見を持っている方がいたのは把握している。しかし、現在は風力発電の実態を知り、かつてのような反対の声は聞かれなくなっている。事業者として引き続き多様なご意見に耳を傾けながら、地域の皆様の活動のお手伝いを出来ないかと考えているので、ご協力いただけたらと思う。

**(仮称) 上槇山出ウィンドファーム事業環境影響評価方法書に係る
愛南町長意見に対する事業者の見解について**

No	頁等	愛南町意見	事業者の回答
		(総括事項)	
1		<p>事業を実施するに当たり、関係する様々な主体の理解と協力のもと、関係法令を厳守し、周辺環境に与える影響を可能な限り低減するよう配慮すること。また、地域住民からの要望・苦情等に対して適切に対応すること。</p> <p>事業終了後においても環境に与える影響が大きいことから、設備耐用年数経過後の対応や計画についても示すこと。</p>	<p>事業を実施するに当たり、関係する様々な主体の理解と協力のもと、関係法令を厳守し、周辺環境に与える影響を可能な限り低減するよう配慮いたします。今後、方法書で記載した現地調査により現況を把握するとともに、本事業の実施に伴う環境への影響について予測及び評価を行い、その結果を準備書に記載いたします。環境アセス手続きの中でご意見をいただきながら、より環境影響を低減できるように検討してまいります。</p> <p>また、事業者としては、農山漁村再エネ法を活用させていただき、地域の皆さま、農林漁業団体の皆さまのご意見を反映した発電所にしていきたいと考えています。</p> <p>設備耐用年数経過後には、風力発電機を建て替えることにより、可能な限り事業を継続したいと考えています。</p>
		(個別的事項)	
		・環境分野	
2		<p>(1) 景観について</p> <p>可視領域図において「可視」と判定された地区のうち、事業実施区域に最も近接する住宅地点からの眺望について、新たに予測地点として追加すること。その際、現状の景観と事業実施後の変化を具体的に把握できるよう、フォトモンタージュを用いた視覚的な予測・評価を行うこと。</p>	<p>環境影響評価手続きにおいて、生活環境の場としては、地域住民がイメージしやすく、より多くの方が利用できる地点として、対象事業実施区域に近い地区の集会所等の拠点施設を選定しております。</p> <p>可視領域図において「可視」と判定された愛南町の地区のうち、風力発電機に最も近接する住宅地点からの眺望について、現地調査による確認のうえ、新たに予測地点として追加いたします。その際、フォトモンタージュを用いた視覚的な予測・評価を実施いたします。</p>
3	209 212	<p>(2) 水環境について</p> <p>・事業実施区域の南側に位置する「山出観音水（山出地区）」は、地域住民等の利用がある湧水点である。工事および供用による地下水流向の変化や水質への影響を適切に評価するため、当該地点を水質の調査地点および監視地点に追加すること。</p>	<p>・現時点では、地下水流向の変化を適切に把握することは難しいと考えておりますが、山出観音水（山出地区）について、まずは詳細な場所及び利用状況を把握いたします。</p> <p>環境影響評価法の手続きにおける水質調査では、造成工事期間における裸地への降雨により濁った水が河川等へ流れる可能性があるため、河川等の水質を調査することになっております。</p> <p>このため、湧水地点については環境影響評価における調査とは別に、本事業の濁水が到達しないかどうかを調査いたします。また、湧水については工事の前後及び供用後に調査を行い、水質への影響が無いことを確認いたしま</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 水環境の調査地域については「対象事業実施区域及び周囲の河川」との記載があり、「環境影響を受けるおそれのある地域」を選定理由として、愛南町側の事業区域では唯一、山出川が「水質6」地点として調査対象になっている。一方、対象事業実施区域の周囲に流れている鹿鳴川や篠川といった河川では水環境調査が実施されない計画となっていることから、不安視される地元住民が一定数いると考えられるため、それら河川においては水質や水量等、水環境への影響がない旨の根拠を明示してはどうか。 	<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 図 4.2-2(1)にて事業地域周辺の河川における集水域をお示しさせていただきました。ご指摘いただいた鹿鳴川及び篠川の集水域は本事業の対象事業実施区域には重複していないことから、濁水の流入は無く、水環境への影響はないと考えています。このことを準備書においても適切に記載するようにいたします。
4	216 ～ 資料 1-21 237 ～	<p>(3) 動物・昆虫・植物について</p> <ul style="list-style-type: none"> サシバをはじめとする猛禽類については、本州から四国を経て高茂岬から九州へと抜ける重要な渡りルートが確認されている。また、高茂岬や由良半島周辺は、他にも多種多様な鳥類の渡り経路となっている記録がある。これらを踏まえ、対象となる各鳥類の主要な渡り時期に合わせ、適切な頻度で現地調査を実施すること。 海を渡り長距離を移動する珍しい蝶として知られるアサギマダラは愛南町にも飛来しており、対象事業実施区域にほど近い林道小岩道線沿線において、ヨシノアザミやヒゴオミナエシに訪花している様子が確認されている。例年は秋ごろとされるアサギマダラの愛南町への飛来時期については、地球温暖化の影響を受けてか11月にずれ込むことがあるため、調査実施時期を適期に設定するとともに本種への影響を最小限に抑えることを考慮した調査内容とすること。 2022年に新種として発表されたツツジ科の菌栄養従属植物であるキリシマギンリョウソウが篠山にも生育していることが確認されている。本種の分布は明らかになっていないが、本町で生育が確認された篠山と対象事業実施区域が近接していることから当該事業区域で本種が生育している可能性は低くないため、本種の保護を視野に入れた調査をお願いしたい。なお、本種の開花時期は5月上旬から中旬とされており、調査実施時期の参考とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> サシバをはじめとする猛禽類等、鳥類の主要な渡り時期に合わせ、適切な頻度で現地調査を実施してまいります。 対象事業実施区域及びその周囲における、アサギマダラを含む昆虫相については温暖化による発生や渡来時期の変化も考慮し、総合的に把握できる適切な時期に調査を実施し、アサギマダラを含む昆虫類への影響を最小限に抑えることを考慮した調査を実施してまいります。 新種として発表されたキリシマギンリョウソウについては、愛媛県レッドリスト2024には未記載ではありますが、その重要性を認識し、保護を視野に入れつつ、その他植物の重要種も網羅的に確認できるよう、いただいたご意見や専門家等のご助言を踏まえて、適切に調査実施時期を設定してまいります。
・建設分野			
5	27	<p>(1) 造成工事に伴い雨水等の排水計画が行われる際に、町道篠山小岩道線の道路排水側溝への流入がある場合には、排水断面量を検討し道路管理者と協議を行うこと。</p>	<p>造成工事に伴う雨水等の排水計画の策定に関しては、道路管理者様に適宜相談させていただきます。</p>
6	29	<p>(2) 町道小岩道平落線及び篠山小岩道線を工事用道路として使用する場合には十分な安全管理の徹底を、併せて工事資材等の搬入・大型部品の輸送に使用する場合には、通行を予想される集落への事前説明を心がけ、地域住民の負担とならぬよう配慮すること。</p>	<p>町道小岩道平落線及び篠山小岩道線を工事用道路として使用する場合には十分な安全管理の徹底いたします。</p> <p>工事資材等の搬入・大型部品の輸送に使用する場合には、通行を予想される集落への事前説明を実施し、地域住民の負担とならぬよう配慮いたします。</p>

・水産分野		
7	(1) 対象事業実施区域の周囲には、町民が愛媛県から許可を受けてアユ・カニ・ウナギ等の採捕を行っている河川がある。また、河川の注ぐ海域には、本町の基幹産業である貝類・魚類養殖施設が設置されており、水質に変化があった場合、成長阻害や斃死率増加等の影響を受ける。よって、工事の土地改変等による濁水の発生が、悪影響を及ぼさないような対策を講ずること。また、完成後についても、同様に配慮すること。	本事業による河川の水質への影響につきましては、準備書以降の予測及び評価を踏まえ、造成工事において先行して仮設の沈砂池を設置するなど環境保全措置を検討してまいります。施設供用時においては、裸地面積を極力小さくすることで事業実施による濁水発生の抑制に努めてまいります。
8	(2) 下流域への汚濁水等の影響が想定された場合、地元漁協等への事前説明についても検討すること。	本事業では造成工事において先行して仮設の沈砂池を設置するなど環境保全措置を検討することとしておりますが、準備書以降で下流域への汚濁水等の影響が想定された場合は、地元漁協等への事前説明について検討いたします。
・農林分野		
9	(1) 森林は、水源のかん養、山地災害の防止、環境の保全など多くの広域的な機能を有し、降った雨の4割から5割を保持する緑のダムである。 近年の異常気象により、過去にも115 mm/hrの猛烈な雨が降った例があるように、今後も100 mm/hrを超える降雨も予想される。そのため、当該事業の実施に当たり、作業道の開設や拡張工事に伴う立木伐採や掘削等で保水力が損なわれ、大雨などによる山地破壊や土砂の谷への流入で水源の汚濁・汚染がないよう、工事中はもちろん事業実施後においても防止の措置を十分に講ずること。	当該事業の実施に当たり、作業道の開設や拡張工事に伴う立木伐採や掘削等を行う予定ですが、大雨などによる山地破壊や土砂の谷への流入で水源の汚濁・汚染がないよう、工事中はもちろん事業実施後においても防止の措置を十分に講じます。
10	(2) 風車建設に伴う日照等の減少による人工林の生育への影響について調査すること。	ご意見の、風力発電機の存在による日照条件の変化が人工林の生育に及ぼす影響について、ブレードの回転による一時的、およびタワー等構造物による影が想定されますが、いずれも影がかかる面積が限定的で、時間経過により移動することから、人工林の生育が阻害される可能性は低いと考えます。 国内でも風力発電機が人工林の施業地及びその近くに建設されているところがありますが、樹木の生育に重大な影響があったという公の報告例は無く、指針値などの定量的な評価手法が確立されていない現状があることから、今後、既往文献等の知見の収集および風車配置と周辺人工林の位置関係の整理を行います。
11	(3) 事業実施に伴い有害鳥獣が移動し農林業に被害が拡大しないか、工事中を含め調査すること。	対象事業実施区域及びその周囲における有害鳥獣の状況についても、現地調査時に補足的に確認に努めてまいります。本事業の実施による農林業への被害が明らかな場合には、更なる調査の実施等を検討してまいります。
・文化財分野		
12	(1) 対象事業実施区域は、国・県・町指定の文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しないが、新たに遺跡等の文化財と思わ	文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地については、隣接する“榎川正木ウィンドファーム”では、事業計画段階にお

	れるものが発見された場合は、愛南町教育委員会と協議の上適切に対応すること。	いて愛南町教育委員会様及び宇和島市文化・スポーツ課様に現地調査を実施いただきました。本事業においても、同様に事前調査についての相談をさせていただきたいと考えております。
--	---------------------------------------	--

協同組合クリーンプラザ産業廃棄物焼却施設整備事業の概要

1 事業者 協同組合クリーンプラザ

2 事業の目的

現行施設が稼働後40年を超え老朽化が進んでいることから、更なる生活環境の保全を図ること等を目的として、川之江工場の敷地内に、より良い公害対策設備を導入した焼却施設を更新設置するもの。

3 対象事業の種類

産業廃棄物焼却施設の設置の工事業

条例対象事業	1日当たりの処理能力の合計が50トン以上である産業廃棄物焼却施設を設置するもの
--------	---

4 事業の概要

項目	設置施設	計画施設 (評価書)	旧施設	
			川之江工場	三島工場
処理能力	150 t / 日	150 t / 日	75 t / 日	50 t / 日
炉形式	攪拌吹込連続一段炉	攪拌吹込連続一段炉	同左	同左
排ガス処理	バグフィルター	バグフィルター	湿式電気集塵	同左

※ 組合員の増産計画を踏まえ、処理能力を旧施設から20%増強

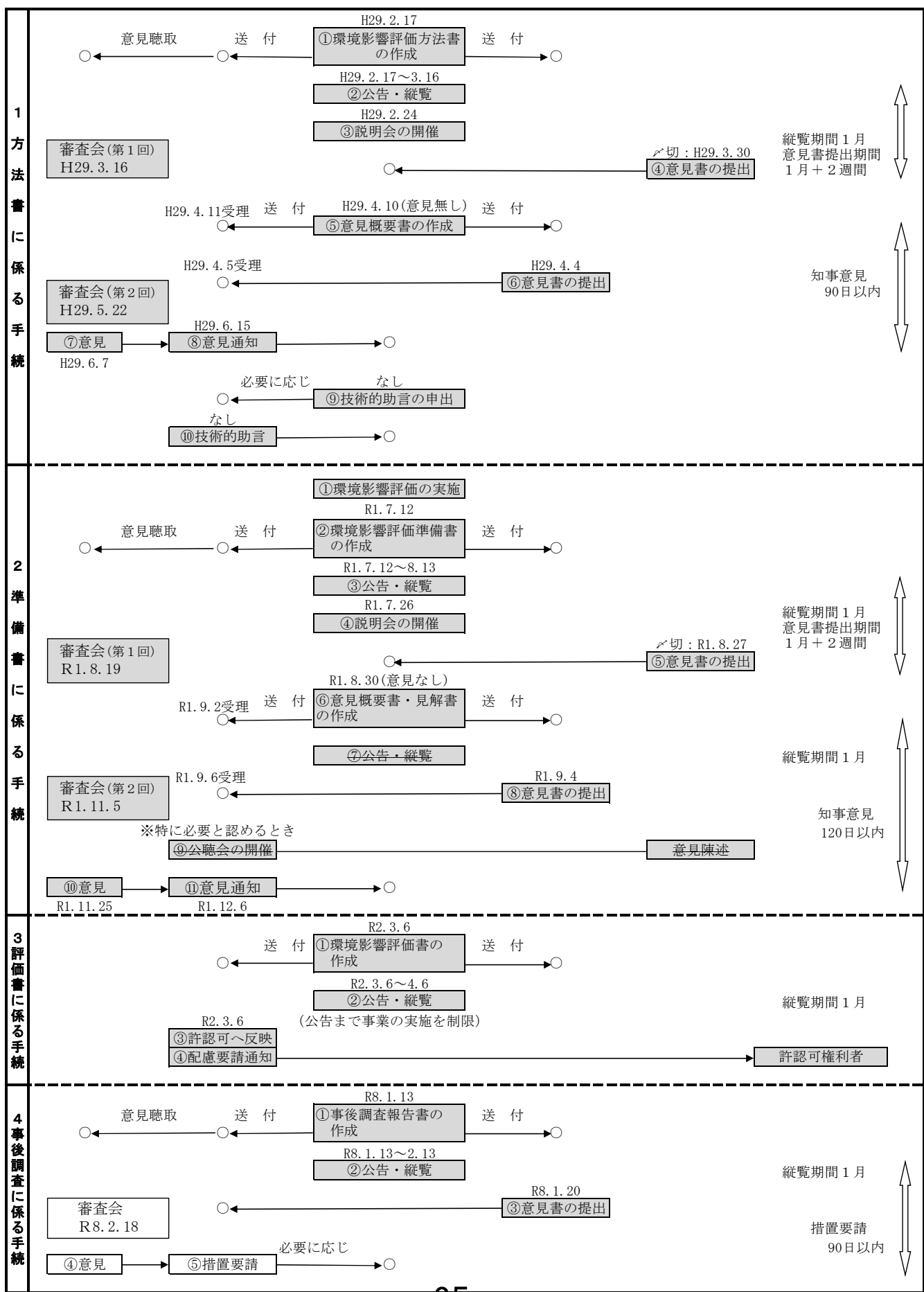
5 事業実施区域 四国中央市妻鳥町3048番地14 (川之江工場敷地内)

6 環境影響を受ける範囲であると認められる地域 四国中央市



協同組合クリーンプラザ産業廃棄物焼却施設整備事業に係る環境影響評価条例の手続

審査会 県 事業者 四国中央市 住民



注) □内の網掛けは実施済の手続

令和8年1月20日

愛媛県知事 中村 時広 様

四国中央市長 大西 賢治

協同組合クリーンプラザ産業廃棄物焼却施設設置事業に係る環境影響
評価事後調査報告書について（回答）

令和8年1月14日付け7環第548号にて、ご照会のありました標記施設の環
境影響評価事後調査報告書につきまして、別紙のとおり回答いたしますのでご
確認の程よろしくお願いいたします。

**協同組合クリーンプラザ廃棄物焼却施設整備事業に係る環境影響評価
事後調査報告書に対する意見**

頁	意見等
全体	<p>四国中央市といたしましては、同報告書に関して環境保全上、十分な事後調査がなされていると思います。今後も法令遵守を徹底し、近隣住民の相談等あれば真摯に対応していただきたいと考えます。</p>

**協同組合クリーンプラザ廃棄物焼却施設整備事業環境影響評価事後調査報告書に係る
委員等意見に対する事業者の見解について**

No	頁等	委員等意見	事業者の回答
		全般・事業計画	
1		事業内容について、環境影響評価評価書内容から変更点を示されたい。	事業内容についての変更点はありませ ん。
2		稼働初期は、想定外のトラブルが発生することもあるが、問題等はなかったか。また、初期トラブル等に備えた対策等は、どうされたか。	小さなトラブルは発生しましたが、試運 転期間中は設備メーカーと共に運転を行 いトラブルへの対策を教授していただき ました。
3		廃棄物の計画処理量とこれまでの処理実績はどうだったか。	計画処理量は 41,000 トンでしたが、コロナ 禍による増産計画の見直しや組合員企業 の廃業があり、令和 6 年度の処理実績は 30,000 トンでした。
4		新施設の稼働に伴い、今後、三島工場は原則休止とし、定期検査等による新施設休止期間中の代替えとして利用するとある。三島工場も川之江工場とほぼ同時期に設立されているが、三島工場は今後どの程度の期間、運転可能と想定しているのか。また、今後の三島工場の取り扱いについては、どのように考えているのか。	三島工場は新施設の予備的な位置付けと してメンテナンスを行い再稼働に備えて おりますが、ご指摘の通り設立時期は旧 川之江工場と同時期であり、運転可能期 間はメンテナンス及び設備の状態に左右 されます。ただ現状では、新施設稼働後、 三島工場の稼働を要する状況ではなく、 今後その取扱いについて検討することと しております。
5	5	産業廃棄物処理施設使用前検査合格から供用開始まで1年近くを要している。何かトラブル等が生じたのか。	使用前検査のあと試運転を開始するにあ たり一部設備の変更が必要となったた め、該当部分の改修工事等を行い処理施 設の軽微変更届を提出しました。そのた め使用前検査後11月の試運転開始まで に半年ほどの期間を要しましたが、その 後は徐々に運転時間を延長し、およそ5 ヶ月間の試運転を経て供用を開始して おります。
6	31	新施設では、乾燥後の製紙スラッジの25%を圧縮固形化し、販売する計画としていたが実績はどうか。	計画通り 25%程度を圧縮固形化して売却 しております。
7	39	廃棄物処理計画について、年間計画処理量 41,000t に対し、処理実績が 30,000t にとどまっているが、今後の見通しや今後の処理体制等はどのように考えているのか。	コロナ禍により増産計画の見直しや組合 員企業の廃業でスラッジの搬入量が計画 を下回っておりますが、現在は徐々に増 加傾向にあります。将来的に 41,000 トン には至りませんが現状の 10%程度の増 加を見込んでおります。設備や運転方法 等の処理体制に変更は無く、搬入量に 応じた運転を行います。
		1 地元との相互理解及び情報公開	
8		環境影響評価図書については、地域住民への理解促進や環境に係るデータ蓄積のために、縦覧期間終了後も公開を検討すること。	ご指摘の通り、縦覧期間終了後も公開 を検討します。
9		工事中も含め、これまでに住民等からの苦情等の状況はどうか。また、あった場合、その対応はどうか。	工事期間や新施設稼働後の苦情等、住民 意見はありません。
10		地域住民の理解促進のために実施している活動があれば、示されたい。	毎年、排出ガスの測定記録等を近隣地区 の住民に提出し、結果の説明を行って おります。また年 1 回会合を行い意見交 換をしております。

2 大気質			
11	185	事業実施区域周辺である浜田緑地公園でのダイオキシン類調査結果について、冬季の測定結果が他の季節に比べ高いが、何が原因と考えているのか。	ご指摘の通り年間を通すと冬季に高い値が出ており、それは周辺環境を調査した愛媛県のダイオキシン類調査結果においても同様の傾向が確認できます。そのことから、年間を通して環境基準値を下回る範囲内での変動ですが、気温等の諸条件により冬季は比較的高い値になると推察しております。
12	190	排出ガスについて、ダイオキシン類の測定結果が自主規制値を超過していたが、原因は何か。また、どのような対策等を行ったのか。	燃焼空気量の調整不備等が原因と考えられる。そのため、燃焼空気量の調整及びダイオキシン再合成温度域を迅速に通過させるよう対策を行いました。
3 水環境			
13	167	工事中における水の濁りの調査が実施できなかったとしているが、工事の進捗を適切に管理していたのであれば、調査できたのではないかと。また、日常点検等において、濁った水が敷地外に流出していないことを確認しているのか。	工事中にまとまった降雨が見込まれる都度、水質調査のため、現場待機をしたが、降雨は1時間程度であり、調査には至りませんでした。裸地の出現中には、降雨時だけでなく常時、濁水の流出がないことを、工事関係者が確認をしていました。
4 騒音・振動			
14	154 162	工事中における騒音及び振動は、予測を大幅に下回ったが、何か理由があるのか。	騒音については、追加環境保全措置の防音シートの効果によるものと考えます。振動については、建設機材の稼働に際して、極力低振動型を使用し、配置や工事時期の集中を避けたことによるものと考えます。
5 悪臭			
15	210	悪臭は、新施設風下地点で規制基準値を十分下回っており、問題ないが、発生源で高い濃度の酢酸エチルが検出されている。高濃度の酢酸エチルが検出された要因は何か。また、何か低減対策等は実施しているのか。	処理物に由来するものと考えられますが、当施設ではスラッジを屋内保管として搬入時以外はシャッターを閉じるとともに、床面に埋設したパイプから外気を送り込むことで臭気対策を行い周辺への影響の低減を図っております。
6 その他			
16		川之江工場の旧設備は、現状、どのようになっているのか。	設備は全て解体撤去し、施設の廃止届を提出しております。
17		旧施設設置場所で、土壌汚染等はなかったのか。汚染があった場合、どのように対応したのか。	土壌汚染対策法の適用外ではありますが、解体跡地の土壌調査を行ったうえでコンクリートで被覆しております。
18		在来種のラカンマキを用いた緑化により、視線の遮断や防音効果が、今後、期待できる。植物は心理的リラックス効果をもたらすとされており、緑化は従業員へのリラックス効果や、近隣住民へのイメージ向上にも繋がる。花木を混植することにより、色取りが添えられ、緑化の効果は増す。鉢物植物を置くのも殺風景な工場地域の雰囲気を変えることができる。さらなる緑化を期待する。	ご指摘の通り、専門家の意見を伺いさらなる緑化について検討します。
19		施設は埋立地にあるため、今後発生すると予想されている南海トラフ巨大地震等による液状化が懸念される。災害時における対応マニュアルを整備し、従業員への周知や教育を徹底すること。	ご指摘の通り、災害時の対応マニュアルを整備して従業員への周知徹底を図ります。
20		評価書では、安全面を考慮し、特に通勤通学の時間帯は運搬車両の分散に努めるとしていたが、具体的にはどのように対応したのか。	運搬は2社(3台)に限定しており、運搬業者と協議して運搬車両は通勤通学との時間帯をずらし、かつ分散運行することで安全面に配慮しております。

協同組合クリーンプラザ廃棄物焼却施設整備事業に係る環境影響評価 事後調査報告書に係る四国中央市長意見に対する事業者の見解について

No	頁等	四国中央市意見	事業者の回答
	(全体)		
1		四国中央市といたしましては、同報告書に関して環境保全上、十分な事後調査がなされていると思います。今後も法令遵守を徹底し、近隣住民の相談等あれば真摯に対応していただきたいと考えます。	これまでと同様に法令順守を徹底します。また住民との会合等で意見交換を行い、事業者として今後も地域の環境保全に努めます。